

学術講演会における研究発表の特許手続き上の証明について

本学会は特許法第 30 条第 1 項の規定による特許庁長官が指定する学術団体に指定されていますので、第 113 回学術講演会において文書（要旨集）をもって発表し、

(1) 発表した日から 6 ヶ月以内に（講演要旨集発行の日（2017 年 10 月 20 日）から起算）、その発明者が特許出願と同時に「特許法第 30 条第 1 項の適用を受けようとする旨を記載した書面」を特許庁長官に提出し、

(2) かつ、その発明、考案が本学術講演会において発表されたものであることを証明する「本学会発行の証明書」を出願日より 30 日以内に特許庁長官に提出すれば、その発明、考案は新規性を喪失していないと認められます。

そこで、

①講演要旨集に記載されている事項について新規性喪失の例外措置が必要な場合は、次のものを学会事務局宛に郵送し、証明の請求をしてください。学会では、その証明書に会長印を押印し、1 通を返送致します。

お送りいただくもの

- 1) 下記の「証明書の例①」に記載された内容を含む証明書 2 通
(申請者返送分 1 通、学会保管用 1 通)

- 2) 返信用封筒（宛名記入、切手貼付）

②要旨集に記載のない事項をパワーポイントで発表され、その内容を新規性喪失の例外措置対象にしたい場合は、担当座長の確認が必要です。つぎの手続きにより証明の請求をしてください。学会では、証明書と原稿に会長印を押印し、返送致します。

- 1) 発表者が下記の「確認書の例」を参考にして確認書を作成し、確認書と全てのパワーポイント原稿の写しを添えて、発表前に座長に提出して確認を依頼してください。

- 2) 次のものを学会事務局宛に郵送してください。

お送りいただくもの

- 1) 座長の捺印を受けた確認書 1 通

- 2) パワーポイント原稿 2 部

(申請者返送分 1 部、学会保管用 1 部)

- 3) 証明書（証明書の例②を参照して発表者が作成） 2 通

(申請者返送分 1 通、学会保管用 1 通)

- 4) 返信用封筒（宛名記入、切手貼付）